

第 12 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 12 月 18 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第12回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月18日(月) 午後2時から午後2時49分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
17番 藤田修	18番 佐々木英久
19番 佐藤きよ子	
- 5 欠席農業委員
なし
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第71号 農用地利用集積計画(令和5年度第9号計画)に関する件
 - 第6 議案第72号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦子	参事	熊谷 勝
副参事	伊藤 弘	副参事	住谷 真人
副参事	稲葉 隆	主席主査	勝田 茂満
主席主査	石井 香代子	主査	幸野 善寿
主査	鈴木 百愛	主任	廣嶋 孝祐
主任	佐藤 知拡		
- 8 書記
主任 佐藤 知拡
- 9 議事録署名委員

12番 柴田 ますみ	13番 佐々木 和昭
------------	------------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和5年第12回農業委員会総会を開会いたします。 委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がございますので、12番柴田ますみ委員、13番佐々木和昭委員をお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に会務報告2「会長専決による要綱の改正」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告2の報告】
議長	次に会務報告3「タブレット端末操作研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に会務報告4「一般社団法人秋田県農業会議第92回常設審議委員会」

議 長	<p>につきまして、私から報告させていただきます。</p> <p>【会務報告 4 の報告】</p> <p>次に会務報告 5 「令和 5 年度農業者年金加入推進セミナー」から会務報告 7 「令和 5 年度全国農業委員会会長代表者集会」の 3 件につきまして、一括して事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告 5 から 7 まで報告】
議 長	次に会務報告 8 「パソコン農業簿記講習会」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告 8 の報告】
議 長	次に会務報告 9 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 13 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告 9 から 13 まで報告】
議 長	<p>以上で、会務報告の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。</p>
11 番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員、どうぞ。
11 番三浦宏和委員	<p>11 番三浦です。</p> <p>会務報告 5 から 7 について伺います。県選出国會議員要請集会の時に 5 年に 1 回水張りをしなければ水田活用の直接支払交付金の対象外となる件について、話題には上がらなかったのでしょうか。</p>
議 長	<p>話題に上がっておりました。</p> <p>農業者の間で問題になっていることは議員の方々の中で情報共有がなされており、今後、本件についてきちんとした回答を示せるように尽力するとの話がありました。</p>
11 番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	他にございますか。
一 同	なし。

議 長	<p>ご質問がないようですので、次の議案に移ります。</p> <p>はじめに、日程第4、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>議案書1ページの2件について説明いたします。</p> <p>本年4月に農地法第3条の下限面積要件が廃止されたことにより、他の要件を満たせば、小面積農地の取得も可能となりました。</p> <p>また、今回の案件は2件とも自家消費を目的とした農地取得による新規参入者であるため、「新規参入者に対する指導要綱」における審査会の対象外となっております。</p> <p>番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は労力不足のため経営縮小を希望しており、隣接する土地で自家消費と目的として畑を耕作してきた譲受人が、耕作面積の拡大を考えたことから、譲渡人と売買を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外在住であり農業廃止を希望しています。当該農地は数年前から耕作されておらず原野の様相を呈していましたが、当該地に隣接して住宅を建築予定の譲受人が、農地として復元し、自家消費を目的として耕作するため、譲渡人と売買を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械は所有しておりませんが、必要な機械はホームセンターで購入する予定であり、今回取得しようとする農地における農業技術については問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は権利取得後、年間150日農作業に従事予定であることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>始めに番号1について、現地を調査した田口正志推進委員から報告を受けた13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p>
13番佐々木和昭委員	<p>13番佐々木です。12月4日に田口推進委員から連絡を頂きました。</p> <p>当該地につきましては、私が日常的に通る道路のすぐ脇に位置しており、普段から見ている場所です。何ら問題ないと思いますので審議のほどお願いいたします。</p>

議	長	次に番号2について、現地を調査した平川秀悦推進委員から報告を受けた12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員		12番柴田です。12月6日に平川推進委員から連絡を頂きました。周囲の状況等を考慮しても何ら問題ないとのことでしたので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
18番佐々木英久委員		はい。
議	長	佐々木委員どうぞ。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。 番号2について教えてください。譲受人は年間従事日数が150日以上となっており、農地法の要件に合致はしますが、休日のほとんどは畑にきて作業をするということでしょうか。
議	長	事務局、お願いいたします。
事務局 (鈴木主査)		取得予定地は譲受人の自宅建築予定の隣接地であり、平日も朝、夕は畑の様子を確認に行くとのことで、本人より年間150日の従事として申請がありました。 自家消費用の畑として自宅のすぐ横にあるため、平日でも農地の管理が容易にできることを考えると年間150日の従事は問題ないものと考えています。
18番佐々木英久委員		わかりました。
議	長	他にございますか。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第71号、農用地利用集積計画（令和5年度第9号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (廣嶋主任)	<p>議案の説明に入る前に、事前に送付いたしました農用地利用集積計画一覧表について説明させていただきます。</p> <p>今回は、農地中間管理事業による利用権設定の受け手の人数が多いため、地区ごとに一覧表を作成し、それらをまとめた集計表を3ページに記載しております。</p> <p>なお、議案の説明においては、本総会開始前に閲覧いただきました議案書に沿って説明させていただきます。</p> <p>それでは議案の説明に移ります。</p> <p>はじめに、所有権移転の5件について説明いたします。</p> <p>番号1。受け手は[]。出し手は[]。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計5件のうち、売買が4件、贈与が1件です。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。</p> <p>番号1。借り手は[]。貸し手は[]。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計123件のうち、番号6以降の118件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和5年度第9号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議長	<p>三浦委員どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。</p> <p>先月の議案に河辺戸島の新設法人がありました。こういった新設の法人が認定農業法人となった場合、農業農村振興課から通知等がくるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局 (住谷副参事)	<p>農業農村振興課より定期的に認定農業者のリストの送付があり、それを元に農家台帳システムに登録しております。</p>
11番三浦宏和委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議長	<p>三浦委員どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。</p> <p>先日の新聞に、農地所有適格法人の出資制限を緩和する特例を農業経営</p>

11番三浦宏和委員	基盤強化促進法に位置付けるとの記事が掲載されておりましたが、その中に特例の適用法人の農地転用については厳格化する旨の記述がありました。 その特例を申請できるのは市から認定を受けた地域で営農実績がある農地適格所有法人でないとならないようですが、それに関して何か情報は入っていますか。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (住谷副参事)	現在は報道以上の情報がないため、詳細は把握できておりませんが、おそらく通常の農業経営改善計画に加えて何かしらの要件が付随してくるものと考えております。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	他にございますか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 議事参与案件がございますので、先に採決します。 番号1番の案件については、私にかかる議事参与案件ですので、ここで、議事進行を16番佐々木繁明代理に交代し、退席いたします。
	【2番佐々木会長 議長席退席】 【16番佐々木繁明代理 議長席着席】
議 長 (16番佐々木繁明代理)	それでは農用地利用集積計画、所有権移転の番号1番につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長 (16番佐々木繁明代理)	「異議なし」の声がありましたので、番号1番について、原案のとおり決定することにいたします。 ここで、議長を交代いたします。 2番佐々木会長の着席をお願いします。
	【16番佐々木繁明代理 議長席退席】 【2番佐々木会長 議長席着席】
議 長	次に、議事参与案件であった、番号1番を除いた番号2番から5番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>こちらでも議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。</p> <p>はじめに番号43番から54番について採決します。5番の関正美委員の退席をお願いします。</p>
		<p>【5番関正美委員退席】</p> <p>農用地利用集積計画、利用権設定の番号43番から54番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の番号43番から54番について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>5番の関正美委員の着席をお願いします。</p>
		<p>【5番関正美委員着席】</p> <p>次に、議事参与案件であった、番号43番から54番を除いた111件につきまして、一括して採決します。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、番号43番から54番を除いた111件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第5、議案第71号、農用地利用集積計画（令和5年度第9号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第72号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の264ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は[]。土地の所在は金足黒川[]外1筆、面積は合わせて280㎡。登記地目は畑、現況地目は山林、事由について「昭和50年頃から耕作されておらず山林化している。」です。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>申請地の状況から、番号1は「農地法の運用について」の制定についての第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>現地は令和5年12月1日に確認しております。</p>

事務局 (勝田主席)	説明は以上です。
議長	<p>それでは、番号1について、現地調査を行った私から報告をいたします。 写真を見てお分かりかと思いますが、完全に山林化している状態であり、農地として復元することができない状況でありますので、ご審議をよろしくおねがいたします。</p> <p>それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一同	なし。
議長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第72号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時49分終了)</p>